

第2号議案 役員・運営委員の選任

1. 役員を選任

(役員)

第5条 協議会に、次に掲げる役員を置く。

(1) 会長 1名

(2) 副会長 1名

2 役員は、総会において、会員の互選によりこれを定める。

2. 運営委員の選任

(運営委員会)

第7条 協議会に運営委員会を置く。

2 運営委員は、総会の決議において会員の中から選任する。

静岡市スマートシティ推進協議会 運営委員	
一般財団法人 静岡経済研究所	静岡県公立大学法人 静岡県立大学
株式会社静岡銀行	静岡市
株式会社 TOKAI ホールディングス	静岡商工会議所
公益財団法人 するが企画観光局	静岡鉄道株式会社
国立大学法人 静岡大学	鈴与商事株式会社
静岡ガス株式会社	中部電力株式会社

※五十音順